

## 【非自発的失業者の方の国保税額の軽減】

お勤めされていた会社等をやむを得ず離職された方（非自発的失業者）は、申告により国保税額が軽減されます。

### ◇対象者

平成21年3月31日以降に離職され、離職日の翌日において65歳未満の方（雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の方）

### ◇軽減内容

非自発的失業者の方の給与所得を100分の30にして、国保税の算定、高額療養費及び高額介護合算療養費の所得区分判定を行います。

### ◇申告に必要なもの

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑

## 【国保税額の減免】

失職、廃業などにより前年に比べ当該年の所得額が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、国保税の納付が困難となった方で、次の要件に該当する場合は申請により国保税額が減免されます。

### ◇減免の要件

下記の①と②の両方に該当していることが要件となります。

- ①失職・廃業などにより、当該年の所得見込額が、前年より50%以上減少
  - ※所得見込額には、失業保険・遺族年金などの非課税所得も含まれます。
  - ※離職の理由が自己都合若しくは定年による退職、または自己の責めに帰すべき重大な理由により退職した場合は除きます。
- ②利用し得る資産を活用したにもかかわらず、納付が困難
  - ※利用し得る資産には、預貯金なども含まれます。

### ◇減免の対象税額及び減免割合

- ①対象税額 所得割額部分
  - ※均等割額、平等割額、資産割額は対象外となります。
- ②減免割合 所得見込額の減少に応じ50%または100%
  - ※減免は、納期限が過ぎていない分について対象となります。ただし、納期限が過ぎていなくてもすでに納付済である分は除きます。

### ◇申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職証明書・廃業届・倒産手続きの申立て書類など離職したことが分かる書類、本人及び国保加入者である家族の当該年の資産・所得などが分かる書類（不動産・預貯金などの状況が確認できる書類など）、印鑑、その他必要と思われるもの（借入金の状況など）

### ◇減免の判定

減免の判定は、本人及び国保加入者である家族の所得、資産、借入金の状況などを基に、総合的に判断します。

### ◇国保税の納付

国保税は、国保事業を運営する大切な財源です。納期内に必ず納めましょう。国保税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

# の税率が変わりました 国民健康保険税

今月号からは、平成22年度国民健康保険税（国保税）の税率が変わりましたので、税率などについてお知らせします。

大切なお知らせは、お茶を飲みながら、ゆっくりと。

平成22年度の国保財政は、経済の低迷による国保税収入の減少と高齢化の進展、医療の高度化に伴い医療費が増加する傾向にあることから、財源が大きく不足する見込みとなり、大変厳しい状況となりました。

財源不足は、税率の引き上げにより全額を賄うことが原則ですが、国保基金を投入し、さらに、合併に伴う不均一課税による特別な調整期間であることと厳しい経済状況を考慮し、異例の特別措置として一般会計からの支援を行い、税率の引き上げを抑制しました。

## 【平成22年度国保税率】

### ■医療分

区分	旧白河			旧表郷		
	21年度	22年度	増減	21年度	22年度	増減
均等割	21,000円	23,000円	2,000円	20,200円	22,600円	2,400円
平等割	26,300円	27,300円	1,000円	24,300円	26,300円	2,000円
所得割	7.17%	8.17%	1.00%	5.85%	7.52%	1.67%
資産割	19.92%	19.92%	—	19.92%	19.92%	—

区分	旧大信			旧東		
	21年度	22年度	増減	21年度	22年度	増減
均等割	19,000円	22,000円	3,000円	20,900円	22,900円	2,000円
平等割	26,500円	27,400円	900円	25,400円	26,800円	1,400円
所得割	6.49%	7.82%	1.33%	6.49%	7.82%	1.33%
資産割	21.24%	20.57%	-0.67%	21.60%	20.77%	-0.83%

### ■後期高齢者支援金等分

区分	旧4市村共通
均等割	5,400円
平等割	6,700円
所得割	1.83%
資産割	5.08%

### ■介護分

区分	旧白河	旧表郷	旧大信	旧東
均等割	12,000円	8,000円	7,000円	8,000円
平等割	—	1,000円	3,500円	4,300円
所得割	2.50%	0.75%	1.30%	1.20%
資産割	—	1.00%	1.50%	2.50%

### ◇課税限度額

平成22年度の課税限度額は、医療分で50万円（3万円増額）、後期高齢者支援金等分で13万円（1万円増額）、介護分で10万円です。国保税額は、合わせて73万円（4万円増額）が最高となり、この金額を超えて課税されることはありません。

### 【問い合わせ先】

- ◇税額などについては……本庁舎課税課 ☎②1111 内2127
- ◇納付方法などについては……本庁舎収税課 ☎②1111 内2125
- ◇国保の加入、減免制度などについては……本庁舎国保年金課 ☎②1111 内2173
- ◇各庁舎の窓口
  - ▷税額・納付方法などについては……各庁舎総務課  
表郷 ☎②2111 大信 ☎④2111 東 ☎③2111
  - ▷国保の加入、減免制度などについては……市民福祉課  
表郷 ☎③2114 大信 ☎④2114 東 ☎③2116